

犯罪被害者等に対する心理療法の必要性に関連する調査結果

～厚生労働科学研究「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」
(平成17年度～平成19年度) から引用 (※1) ～

1 犯罪被害者等の精神健康状態・精神疾患

(1) 平成17年度「犯罪被害者遺族のPTSDと複雑性悲嘆に関する研究」(主任研究者：小西聖子) より (※2)

【調査方法、調査期間等】

- ・ 自助グループ3団体に所属する犯罪被害者遺族のうち調査協力の了承を得られた56名に面接調査及び質問紙調査を実施。調査期間は平成16年1月～同年10月。
- ・ 上記56名中、PTSD、抑うつ及び複雑性悲嘆の全ての尺度に回答した49名が分析対象。

【調査結果】

- ・ 被害者との死別前に心的外傷体験及び精神科受診歴の双方がない者41名(83.7%)、被害者と死別後に受診・相談した者20名(40.8%)。
- ・ CAPS (※3) により現在症PTSDと評価された者20名(40.8%)、現在はPTSD診断が確定するまでには至らないが、死別後調査時までのいずれかの時期にPTSD診断が可能であったと考えられる生涯診断のある者17名(34.7%)、PTSDの生涯診断率75.5%。
- ・ 現在症PTSDと診断された者の55.0%が複雑性悲嘆を、95.0%が抑うつ症状を併発。

(2) 平成18年度「犯罪被害者及びその家族における重度ストレス反応支援プログラムの構築に関する研究」(分担研究者：中島聡美、小西聖子、辰野文理) より (※4)

【調査方法、調査期間等】

- ・ ある犯罪被害者当事者団体(当時会員総数275名)の会員及びその家族に質問紙調査を実施。調査期間は平成18年10月～同年11月。
- ・ 返送された回答193通(193人)のうち、個人属性の未記入のもの、被害内容の不明なもの、50%以上の回答が空欄のものを除いた188通(188人)を有効回答とし分析(分析対象者は、被害者本人、被害者の家族及び遺族)。

【調査結果】

- ・ 対象者全体におけるK10 (※5) 25点以上の高得点者の割合は40.9%(被害者本人68.4%、家族6.3%、遺族41.5%)。

K10高得点者の割合を不安障害（PTSDを含む）と気分障害の有病率として、構造化面接を用いて精神疾患の有病率を評価している他の研究と比較検討すると、日本人の一般住民の12か月有病率（いずれかの不安障害5～6%、いずれかの気分障害3%、いずれかの精神障害8～9%）に比べ、被害者本人及び遺族において、かなり高い値。

(3) 平成19年度「犯罪被害者及びその家族における重度ストレス反応支援プログラムの構築に関する研究」（分担研究者：小西聖子、中島聡美）より（※6）

【調査方法、調査期間等】

- ・ 平成18年度調査（上記1. (1)イの調査）で依頼した犯罪被害者当事者団体及び4つの遺族の自助グループの会員（合計330名）並びにその家族のうち、調査協力を得られた74名に面接調査及び質問紙調査を実施。調査期間は平成19年6月～同年10月。
- ・ 面接調査を実施できた73名が分析対象。

【調査結果】

- ・ 現在までの間になんらかの精神的不調を経験した者67名（91.8%）（「不眠」、「感情不安定」、「気力のなさ」などの症状が多くあげられた。）、事件後に精神科や何らかの相談機関に通院・入院・相談した者45名（67.2%）、通院・入院・相談先で最も多かったのは精神科25名（55.6%）、心療内科11名（24.4%）。既往歴（事件以前に精神的問題での通院や入院の経験のある者）は8名（11.0%）であり、事件によって精神健康を害した者がほとんど。
- ・ 調査時点で精神疾患の診断に該当した者はPTSD13名（17.8%）、部分PTSD10名（13.7%）、大うつ病9名（12.3%）、小うつ病8名（11.0%）、複雑性悲嘆16名（21.9%）。これらの3つの精神疾患のいずれかに該当した者32名（43.8%）、26%は複数の疾患を抱えていた。事件後調査時まで（生涯）では、PTSD37名（50.7%）、部分PTSD16名（21.9%）、大うつ病47名（64.4%）、小うつ病4名（5.5%）。

2 犯罪被害者等に対する治療・相談状況

(1) 精神保健福祉センターにおける相談の状況

平成17年度「精神科医療機関における犯罪被害者への治療及び司法的関与の実態に関する研究」（分担研究者：中島聡美、辰野文理）より（※7）

【調査方法、調査期間等】

- ・ 全国の都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター63機関に調査票を

郵送し、回答を得た56機関が分析対象。調査期間は平成17年12月～平成18年1月。

【調査結果】

- ・ 平成16年10月の1か月間における全電話相談件数は12,679件、犯罪被害者等からの電話相談件数は134件（1.06%）。
- ・ 平成16年度の全面接相談事例総数は15,671名、犯罪被害相談事例数は179名（1.14%）。
- ・ 紹介経路は、紹介なしが18.7%で最も多い。紹介があるものは、医療機関（精神科・神経科・心療内科）からが14.0%で最も多い。民間被害者支援団体からは4.7%、警察からは3.7%。
- ・ 平成16年度の犯罪被害者本人及び遺族の相談事例159名のうち、事例シートに記載されていた107事例から明らかになった精神保健福祉センターを受診した事例の特徴。
 - ① 女性が男性の5倍と多い。
 - ② 20代から30代の比較的若い成人が多い。
 - ③ 被害内容は、身体的暴力が圧倒的に多く（57.9%）、次いで心理的虐待（39.4%）、性的暴力（15.9%）。
 - ④ 被害内容が複数にわたるものは25%。
 - ⑤ 加害者との関係は、家族や顔見知りが多い（80%以上）。
 - ⑥ 診断は、F4（※8）（不安障害圏）が32.7%と最も多く、その中にはうつ病やPTSDが多い。
 - ⑦ 何らかの機関からの紹介事例が多い（80%）。
 - ⑧ 警察へ届けている事例は30.8%、裁判を抱えているものは6.5%。
 - ⑨ 治療では薬物療法が多いが、半数は相談のみで終わっている。
 - ⑩ 精神保健福祉センターで治療を終了・継続している事例が過半数であり、他医療機関への紹介は15%と少ない。

(2) 医療機関における治療の状況

平成18年度「精神医療機関における犯罪被害者への治療及び司法的関与の実態に関する研究」（分担研究者：辰野文理、中島聡美）より（※9）

【調査方法、調査期間等】

- ・ 日本精神科病院協会に所属する1190機関、日本精神科診療所協会に所属する1347機関、国公立大学病院41機関、私立大学病院69機関、国立病院機構64機関、公立病院145機関、労働者健康福祉機構の中で精神科を有するもの23機関（合計2879機関）に調査票を郵送し、回答を得た840名（精神科局長又はこれに準ずる

精神科医)のうち有効回答者828名が分析対象。調査期間は平成18年6月～同年7月。

【調査結果】

- ・ 平成17年度に犯罪被害者等を診療したと回答した者419名(50.6%)、平成17年度に限らなければ診療経験があると回答した者148名(17.9%)。
- ・ 回答者の1か月の平均外来担当患者数は100人以下が16.3%、101～200人が18.6%、201～300人が16.5%、301～400人が11.4%、401人以上が36.7%。
- ・ 平成17年度に犯罪被害者等を診療した者が同年度1年間に診療した犯罪被害者等の合計人数の平均は2.4人。
- ・ 平成17年度に犯罪被害者等を診療した者の約半数が性的暴力、配偶者間暴力の被害者の診療を行っていた。

(3) 臨床心理士による犯罪被害者の相談の状況

平成19年度「臨床心理士における犯罪被害者及びその家族の相談に関する調査」(分担研究者:大山みち子、堀越勝)(※10)

【調査方法、調査期間等】

- ・ 平成14年度版「臨床心理士」登録名簿(財団法人日本臨床心理士資格認定協会発行)記載者全数である8338名から無作為抽出した1,000名のうち海外在住者を除いた994名に調査票を郵送し、最終的に回答を得た230名が分析対象。調査期間は平成19年10月～同年11月。

【調査結果】

- ・ 平成18年度に犯罪被害者及びその家族の相談を受けた経験がある者98名(42.6%)、平成18年度に限らなければある者56名(24.8%)。
- ・ 被害内容の内訳は、児童虐待が最も多く、ついで性的暴力、配偶者間暴力の順。
- ・ 回答者の1か月の平均担当相談者数は10人以下が19.6%、11～50人が42.2%、51～100人が26.1%、101～150人が7.0%、151人以上が1.7%(無回答3.5%)。
- ・ 平成18年度の1年間に診療した犯罪被害者等の合計人数の平均は12.74人。

(4) 犯罪被害者支援団体における心の問題に関する相談の状況

平成19年度「民間被害者支援団体と精神科医療機関との連携に関する研究」(分担研究者:中島聡美)(※11)

【調査方法、調査期間等】

- ・ NPO法人全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援センター46機関の

うち平成18年度に活動実績のあった41機関に調査票を郵送し、全機関から回答を得た（これら41機関が分析対象）。調査期間は平成19年11月～平成20年1月。

【調査結果】

- 平成18年度の全相談のうち心の問題に関する相談の割合が40%以上の団体は48.7%。
- 平成18年度の相談のうち、精神科医療機関の紹介が必要だと感じた相談の割合について、21～40%と回答した団体は76.9%と最も多く、20%以上と回答した団体だと97.4%。
- 平成18年度の相談で実際に精神科医療機関を紹介した事例は、合計176件、平均4.29±5.96件（最小0件、最大23件）、全相談件数17,136件に占める割合は1.0%。性被害、暴行、強盗、傷害などPTSD等精神疾患のハイリスクと思われる被害者の紹介が多かった。

※1： 厚生労働科学研究「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」は、平成17年度～平成19年度までの3か年にわたり、①犯罪被害者支援の現状と連携の現状、犯罪被害者の精神医学的状況、犯罪被害者の精神医学的治療の現状を把握し、②心理的外傷治療についての実証的知見を得て、③精神保健福祉センターや保健所、あるいは一般精神医療の現場で犯罪被害者が適正な治療や回復手段を得られるようにするために、主として心理的外傷の治療を目的とした実践的なモデルを作成し、④犯罪被害者と医療と法の接点についての知見を得るという目的で、精神科医、臨床心理士等がそれぞれ調査研究を分担して行われたものである。

本資料は、これら分担研究の中から、犯罪被害者等に対する心理療法の必要性及び有効性に関連する調査結果部分を引用して紹介するものである。

※2： 本分担研究は、国内における犯罪被害者遺族の心理的反応について、人口統計学的・精神医学的・臨床心理学的な既存の客観的指標を用いて検討することを目的としたものであり、犯罪被害者遺族のPTSD症状の有病率と抑うつ症状、複雑性悲嘆反応の関連の検討、PTSDと診断される群と診断されない群で、他の併発疾患との関連の検討、PTSD症状の3主症状群（再体験症状・回避/麻痺症状・覚醒亢進症状）と抑うつと複雑性悲嘆の関連の検討が行われている。

※3： CAPSは、米国退役軍人局において開発されたPTSD診断のための構造化面接技法。面接時より遡る1か月間の症状評価（現在診断）と外傷から最近までの期間の症状評価（生涯診断）が可能。PTSDの17中核症状（再体験症状5項目、回避/麻痺症状7項目、

覚醒亢進症状5項目)、関連症状5項目において頻度と強度(5段階のリッカートスケール)を評価。

- ※4: 本分担研究は、犯罪被害者等の支援プログラムを構築するため、犯罪被害者等の精神健康に関わる因子を明らかにすべく、平成18年度に、犯罪被害者・犯罪被害者家族・犯罪被害者遺族を対象に精神健康や社会生活機能、医療機関の受診状況などを明らかにするための質問調査を実施し、平成19年度に、特に被害後長期の精神健康の悪化に関連する因子を明確にするための面接調査を実施したものである。
- ※5: K10は、Kesslerらが開発した精神疾患(抑うつ性障害;大うつ病、気分変調症、不安障害;パニック障害、広場恐怖、社会恐怖、全般性不安障害、PTSD)のスクリーニングの尺度。10項目で、症状の出現頻度を1~5段階で評価。日本では、有病率10%である集団において精神疾患である確立が50%以上の検査後確立の集団を得るためのカットオフ値として25点以上が推奨されており、本調査の対象者にも25点のカットオフ値を適応。
- ※6: 1.(1)イの研究の2年目。本分担研究の目的は、①犯罪被害者遺族の精神健康の回復の状況を、PTSD等の生涯診断と現在診断を調べることで推測する、②調査時点で精神疾患を有する群と有さない群を比較することで、犯罪被害者遺族の精神健康に影響を与えている要因を明らかにする、③唾液中コルチゾールを測定することで、遺族のストレスの身体的影響を明らかにする、④被害者遺族の医療機関の受療状況を把握し、また受療を困難にする要因を明らかにする、⑤犯罪被害者遺族に二次被害を与えない調査方法を探るため、調査の影響について調査後及び6か月後に評価を行う、である。
- ※7: 本分担研究は、①精神保健福祉センターにおける犯罪被害者支援活動、精神科医の犯罪被害者治療に関する意識の特徴及び司法的関わりの程度とそれに対する認識の特徴を明らかにする、②全国の精神科医療機関(精神保健福祉センターを含む。)における犯罪被害者の実態を受診状況、診断、治療状況を通して把握する、③①及び②の結果より、犯罪被害者の精神科医療機関の受診を妨げる要因及び促進する要因を明らかにし、今後の犯罪被害者への精神科医療のあり方について提言することを目的とし、平成17年度に精神保健福祉センターを対象とした調査及び②の予備調査としてI県の精神科医療機関を対象にした調査が実施された。
- ※8: ICD-10(WHOが策定した診断基準)のコード分類。F分類は精神科。
- ※9: 本分担研究では、犯罪被害者及びその家族の精神科医療機関の治療の実態を明らかにするため、全国の精神科医療機関を対象に調査が実施された。
- ※10: 本分担研究は、全国の臨床心理士による犯罪被害者等の相談の実態、犯罪被害者支援活動とそれに関する意識の特徴を明らかにし、それらの結果から、犯罪被害者の臨床心理士への相談を促進するための情報を明らかにし、今後の犯罪被害者等への関わ

り方を実態に基づいて提言する目的で行われたものである。

※11： 本分担研究では、犯罪被害者支援の中核である民間の犯罪被害者支援団体を対象に、①精神科医療機関への紹介状況、②精神科医療機関との連携、③精神科医療機関との連携や紹介に関する問題を明らかにするために調査が実施され、③の結果を踏まえ、現在の民間犯罪被害者支援団体と精神科医療機関の連携の問題と今後のあり方について検討が行われた。